いる小手先の手直しではな問で「今や与党が検討して

寸

### 後期 住 民負担を軽減し、 齢者医療制 度は 安心して受けられる医療の確立を り廃止

# 白方284-1 れた文教厚生委員会でも、採択のために力を尽くしました。住民請願が出されました。村議団は、積極的に請願の紹介をうけ、付託られる中、今議会には、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出のれ、「このままでは、もう暮らしていけない」など、村民の悲痛な声が届け多くの国民の声をよそに、この四月から後期高齢者医療制度が強行ない。 東海村六月定例議会は、二日から十二日までの会期で開かれました。

TEL/FAX (282) 0229 atsukok@nexyzbb.ne.jp

村

党東海

党

産

村松2401-2

共

#### TEL/FAX (284) 0761 oona\_toukai@yahoo.co.jp

日

# 小手先の手直しでなく廃止に

の悪制度です。 の押し付けなど、 立て制度に組み入れ、国庫 額保険料の徴収と差別医療 負担を削減する一方で、高 七十五歳以上を強制的に別 川崎篤子議員は、一般質 後期高齢者医療制度は、 前代未聞

廃止を求めるべきです。 たすべきです。まず政府 守る立場で積極的役割を果 く廃止にするしかない。 また、年金収入月一万五 今こそ村は、住民生活を 後期高齢者医療制度の

東

広域連合が免除

ろ、県衛生課は、『市町村か

Á

本共産党会派は、議案

一部を改正する条例」の専決処分に反対「東海村国民健康保険税条例の

合に働きかけることが求め は全額免除するよう広域連

るい

が、未加入の場合、マル福への加入対象とされました 額免除にすべきと考えま 村独自に月収一万五千円以を行わない場合は、当面、 四歳の障害のある方も制度 下の高齢者の保険料を、全 す。最後に、六十五~七十 未加入の場合、マル福

> 支援策をとるべきです。」と という改悪です。 が受給できず負担増となる 未加入の場合でも、マル福 村としては、この制度に

には出直しても良いんでは 村長は答弁で、 「個人的

求めました。

府にものを言うとか、低所 らない。 得者への支援については、 う縛りがあり、村独自で政 ところです。広域連合とい といえども無力感を感ずる ないかと思うが、 加盟自治体でどうにもな

のけさ

受け入れたが、これではま ずいと考えた。改正に多少 四歳の障害者の加入につい 検討していきたい。」と述べ マル福の適用ができるよう 時間がかかるが、村独自で ては、県の制度をいったん それから、六十五

を望みます。 早期のマル福適用

## 中央広域水道(県水)購八契約は 必要水 量のみに見直しを

立場を改めて表明しました。 直すべきだ〟と求めたとこ を自治体の必要水量へと見 議などで、県に〝契約水量 に関係する市町村議員、県 なるよう努力すべき」との げ、「購入は必要量のみと ついて一般質問で取り上 広域水道からの県水購入に 大名議員は、「中央広域 大名美恵子議員は、 中央

らそろって要望が出れば、 契約水量を見直してもよ い』とのことだった。

協議会の役割、主な協議内 めるものだが、まず、促進 積極的役割を果たすよう求 促進協議会で本村がその

> 質しました。 ようか、また、協議会の

地方分権

一十七十

0) 実施

ギョーザ事件発覚後、住民本意見書は、今年二月の

と

ころ、水戸市、取手市議会

議会での採択状況をみたと また、同様意見書案の他

本意見書は、今年二月

的役割を果たすべきと考え るが見解はどのようか」、 で本村が見直し促進の中心 容、県とのかかわりはどの

進で、そのために霞ヶ浦導 域水道事業の早期実現の促 協議会の目的は、中央広 建設水道部長は答弁で、

議会で意見書提出を提 から寄せられた声をも に、日本共産党会派が三

てもはっきりしないこと

政府は、 『後期高齢

望しているところ。 発事業の促進を国や県に 水事業の促進と河

> 判断し、中心になるのは水 模、給水人口、供給量から

が担っており、

戸市が最良と考える。」と述

べました。

要望していきたい。 の実情に沿った水量を県に 時間がかかるが、各事業 含めて検討している。少 協定水量の見直しを、県も 道の水需要について、計 また、今後の中央広域 画水 し

続き明らかにし不要な水を

買うなど税金のムダ使いが

量とはどのくらいか、引き

東海村の実情に沿った水

協議会の事務局は水戸 行われないよう質していき

検討を求める意見書」を全会一致で可決原料原産地表示の仕組みの構築について全容解明と抜本的な安全対策および 中国製ギョ ザ 事件の 見書」を全会一

二ヶ月の審査を経、今議会 が、調査結果は現在に至っ ら審査する」との事でし で提出されたものです。 し、文教厚生委員会で 国の調査の状況を見ない 文教厚生委員会では、 たが

上げです。

者

担増が伴うもので認められ 者支援分』が十二万円とな 療分』の上限は五十六万円 けられ、同時に、従来、『医 が四十七万円、『後期高齢 でしたが、今度は『医療分』 『医療分』が、「医療分』と 『後期高齢者支援分』とに分 していました。そのため住 朝を引き上げるように設定 明しながら、他方では合計 場を引き上げるように設定 よう配慮した策をとるべ 国に国庫負担金の増額を です。こうしたとき村は、 民の負担増が発生したもの 住民の負担増を避け

> ることなどから、本村でも 議会が住民の声にしっかり 題であること、そして、村 部削除が行われました。 ことから縮める意味で、 案文を一部修正し、全会一 応えることができたことと 直接かかわる大変重要な問 致で可決の運びとなりま で全会一致で可決されてい して喜びたいと思います。 今回の意見書提出は、内 修正は、文案全体が長 住民の命や暮らしに

## 調査が終了後に着手

早期に着手します。」と答弁 雨水処理の調査が終了次第 いては、建設水道部長から、 小奈良東班の村道舗装につ でとりあげた、白方自治会 「道路と畑地との高低差や 川崎篤子議員が一般質問

# 大名美恵子

(三期)

原子力問題調査特別委員会 建設経済環境委員会 議会運営委員会

員がその討論を行いました。

討論で川崎議員は、「今

反対しました。川崎篤子議 正する条例」の専決処分に

回の条例改正は、後期高齢

健康保険税条例の一部を改

採決にあたり、「東海村国民

ません。

今年度から賦課方式は、

Ш ひたちなか地区問題調査特別委員会 文教厚生委員会 崎 篤子 (一期)

自治基本条例調査特別委員会

賦課方式の変更及び限度額 者医療制度実施による税の

合わせて三万円の引き

ています。 議会に上程する予定となっ 条例(案)を策定し、十二月 おこない、東海村自治基本 中心に内容の取りまとめを 名で構成する策定委員会を

多くの意見を集めることか ら始めるべきではないか。 について村民に十分周知し、 性を感じ、策定が求められ は、住民が自ら条例の必要 められていると感ずる』と おいても、『条例の文言に るべきものです。現時点に は何か、何のために必要な たっては、「自治基本条例と 村自治基本条例の策定にあ いところで条例作りがすす で、「村民から、『全く知らな か、など、取り組みの現状 声が寄せられています。 れて議論することは拙速 本来、自治基本条例策定 村(行政と議会)は、東海 川崎篤子議員は一般質問

すぎる、 ないか、結論先にありきで 図りながら、住民への周知 住民説明からでは

これまでの三八〇ガル 基準地震動(耐震基準)を Á 本原電は三月末に、

や意見聴取活動等を実施し

民にとっては、原発誘致時の 年稼働以降の問題であり住 表すべきではないか、④三十 見解を明らかにし、住民に公 ③国の審査終了時にも村の 見を聴取すべきではないか、 書の内容を住民に説明し意

ついて、

良いのか』という住民の声 別委員会に説明し、連携を に議会自治基本条例調査特 文言について具体的な協議 会の八回にわたる協議・検 を集約し、議論したうえで があがっています。 と考えます。骨子案をもと をもっていただくかが重要 だけ多く関わっていただく 例の策定過程で住民にどれ 御指摘のとおり、村でも条 と検討が進められています。 が完成し、現在それぞれの 討をかさね、条例の骨子案 です。」と質しました。 後の進め方を再検討すべき ことが必要と考えます。今 実効性のある条例をつくる 総務部長は、「策定委員 時間をかけて多くの意見 自分の住む地域に感心

ている」と強調し、取り上で対応することが求められ

住民の安全を確保する立場 運転継続の是非について、

はなく、稼働三十年以後の

告書について、村は原電か

ら報告書を受け取るだけで

の高経年化対策に関する報

げました。

①村としての報告書に対す

大名議員の具体的質問は、

る見解はどのようか、②報告

告書」を発表しました。 る「東海第二発電所耐震 を、六〇〇ガルに修正す 安全性評価結果、中間報

幅に変更せざるを得なく ものです。また、安全審査 近くを経て、耐震基準を大 価の責任は厳しく問われる 断層無視と、地震動過小評 なった。しかし、原電の活

原電の中間報告書をうのみにせず 村は主体的・積極的に安全対策を求めよ

これは原電が、東海原発

震源の存在を認めたもの の周辺に巨大地震を含む

と思われます。

この報告書に関連して

**崎篤子議員**は三点につ

基準を変更しても、プラン ト(原子力発電施設)の耐震 ように認識しているか。 らについて村としてはどの 責任も重いものです。これ などで規制責任のある国の 第二点は、原電は、耐震 ビンの本体部分の対策には なぜか。 まったく及んでいないのは しているが、原子炉やター 答弁で経済環境部長は

いて質問しました。

第一点は、東海第二発 所は運転開始後三十年

> すが、その「設計余裕」と耐 値をどう把握しているのか。 すことが必要です。その数 震安全性の関係を数値で示 るから大丈夫」としていま 安全性は「設計に余裕があ

「耐震裕度向上工事」を実施 第三点は、原電は現在、 は、

層であるか否かについては 能性はないと考える。活断 今後も地震を引き起こす可 ることも想定し評価した結 十二月で判断される。 原電は、仮に活断層であ 今回の基準地震動を上

力をつくします。 とって多くの村民の意見を 反映できるよう、 十分な時間を 引き続き

の住民自治が、本格的にす たします。」と述べました。村

すむのはこれからではない

経済環境部長は答弁で、

いる報告書は全て住民が見 そのために村に提出されて

問で、「原電東海第二発電所

大名美恵子議員は一般質

ような議論がされるべきで、

高経年化対策の公表と説明を ―原電東海第二発電所―

られるよう対応すべきでは 

の四点でした。

切に対応していく。 ち入り調査を行うなど、適 る、さらに必要があれば立 安全懇談会に意見を求め グを行うことや、村原子力 経緯・評価を注視しつつ、 ①については、国の審査の 必要に応じ原電にヒヤリン

| 電はHPやメディアを通じ | 電はHPやメディアを通じ |

# 大豊プラントに適切な行政指導を!

こと、また昨年十二月十八 住民感情を逆なでしている と、敷地内建屋の一部解体 変更など、県への申請書類 長の変更や、資金調達先の 日行われた説明会で、自ら の際、いきなり工事を行い や村に何の説明もないこ の変更内容について、住民 問で、「大豊プラントは、社 東した住民からの質問へ 回答はいまだ行われて 大名美恵子議員は一般質

に進歩している。今回確認 手法は、昔に比べると格段「①地下や地質構造の調査 した断層の二本について 残り四本は、古い断層、 活断層ではないと評価

認している。そのため原 ③現在の耐震性と今回の 基準値の比較数値の差に と判断したと聞いてい回る地震動は発生しない 行っていない。」と述べま の耐震裕度向上工事は 発やタービンの本体部分 能が保持できることを確 を比較した結果、安全機 基準地震動による耐震性 る。従って過小評価では ないと認識している。 ②中間報告の発生値と 設計余裕となる。

> も検討してまいる。 いただき意見を求めること ることから、 ば情報公開で開示請求でき ③については、国の審 原安懇に説明

> > ての立場は、積極的な情報

この問題における村とし

行っていく。」と述べました。

手続きがあれば、公開・非④については、情報公開 安懇から提言をいただく。 見・意向を反映しつつ、 場合、必要に応じ議員の意 終了時に不具合等判明した

公開を決定の上、公開を

の独自追及の姿勢がますま

今、安全確保に対する村

国・事業所に質問や意見を述

べることはないでしょうか。

立場で、「安全上六十年運転 公開と、住民の安全確保の

に問題はないのか」主体的に

と質しました。 のか意見を上げるべきだ\_ 村として県にどう対応する 重要問題。この点につい 問題視されていないこと 県の許可要件としては全く は放流に反対しているが

す地域で操業しようとする ないことなど、住民が暮ら

企業としてはモラルがまる

りませんが対応するよう にとの指導は、効果はわ 仮処分の結果を待つよう 経済環境部長は、答弁で

内の雨水の一部と運搬車両また、「大豊プラント敷地

指導すべきだ」と質しました。 まで、着工しないよう業者に の仮処分申請の結果が出る

村としては、せめて住民

でなっていない。

のタイヤ洗浄水が新川左岸 用水路に放流される計画に 真崎浦土地改良区 せられた。 しました。

管の点検をしたところ異 は認められなかった。 先日の地震発生後、配 建設水道部長は答弁で

します。 め、同意を得るようにと指 き続き求めてまいります。 導する場面がなくなってい 許可要件になっていないた いては、県の設置及び建設 す重要になっています。引 雨水等放流先につ

切な手続きをとるよう指導 してまいりたい。」と述べま 業者に流入同意について適 早急に県の考え方を聞き、 るのが実態。

# 水道管の耐震対 束の現状はどのようか

ル鋳鉄管で強度はあるが耐

現在使用の管はダクタイ

問で、「水戸市で震度五弱の の考え方はどのようか。」質 全な水確保は自治体の重要 要ではないか、との声が寄 を結ぶなどの事前対応が 水確保のための水道管の 災害時の命綱となる安全 地震を経験し、住民から、 な課題。本村の現状と今: 管工事業者との災害時協っ 震化はどのようか、また、 災害時における安心・ 大名美恵子議員は一般質 な 後 重

結び連携を図っていきた 推進し計画していきたい。 なるべく早く、災害協定を 協議してはいたが、今年度 合は、東海村指定管工事組 故による損傷等があった場 設替え時に、経済性も考慮 震性が強いものではない。 合が当番制で行っている。 宅内給水管等で漏水及び事 い。」と、述べました。 また、現在、配水管及び 最近大地震が頻発してお 今後は、老朽配水管の布 縮可とう継手等の導入を 以前から管工事組合と 耐震性の高い管材料や